

教職員の働き方改革プラン

令和7年7月改訂

江津市教育委員会

目 次

●はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 教職員の働き方改革を進める目的・・・・・・・・	2
(1) 教育の質の向上	
(2) 教職員の心身健康保持	
(3) 仕事と生活の充実	
(4) 教職を目指す人材の確保	
2 プランの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 プランの取組体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 プラン達成に向けた数値目標・・・・・・・・	4
(1) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方	
(2) 具体的な数値目標	
5 プランを達成するための具体的な取組・・・・・・・・	5
(1) 業務負担軽減の取組	
(2) 業務改善促進の取組	
(3) その他業務改善に関する取組	

●はじめに

学校現場を取り巻く環境は複雑かつ多様化する中で、学校に求められる役割はますます拡大しており、教職員の長時間労働が常態化しています。

そのため、多くの教職員が多忙感、負担感をもって業務を行っているのが実態です。

社会全体で、「働き方改革」を進めようとする中であって、子どもたちの教育環境を整えていくためにも、その解消を図ることは極めて重要です。

このことから、江津市教育委員会では、本プランを策定して学校現場の業務改善に取り組み、教職員の長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の適正化を図ることにより、教育の質の向上を目指します。

平成 31 年 1 月 学校における働き方改革の目的(中央教育審議会答申より)

○ 「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは「子供のため」にはならない。

教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある。

令和 6 年 8 月 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（中央教育審議会答申より）

○ 教師を取り巻く環境整備の最終的な目的を、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置付けている。その上で、教師の長時間勤務等の状況を改善し、教師が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々生き活きと児童生徒と接することができる環境の整備に向け、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要がある。

○ 教師を取り巻く環境整備に向けて、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある。具体的には、① 国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと ② 保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に対応していくことが極めて重要である。

1 教職員の働き方改革を進める目的

(1) 教育の質の向上

業務改善は、業務を無計画にスクラップしたりスリム化したりするなどして、ただ単に退勤時間を早めることだけを目的に行うものではありません。教職員が必要な業務に時間をかけられるように、教育委員会と学校は、保護者や地域の理解を得ながら、一体となって業務全体を見直し、精選するところから働き方改革は始まります。

業務内容の見直しを、できることから一つ一つ着実に実行することで、子どもたちと向き合う時間が確保され、効果的な教育活動を行うことができるようになります。

(2) 教職員の心身の健康保持

時間外勤務時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間又は発症前2～6か月間に平均で月80時間を超えると、そのリスクが非常に高くなるとされています。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができません。また、疲労が蓄積すると、授業の質が低下するなど、子どもたちの学力育成や生活指導に影響を及ぼす恐れがあります。

教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(3) 仕事と生活の充実

仕事（ワーク）と生活（ライフ）は密接につながっており、双方をともに充実させることで好循環が生まれ、豊かな人生が送れるようになります。どちらか一方のためにどちらかを犠牲にするのではなく、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高めることにもつながり、子どもたちにとって模範となる社会人像ともなり得ます。

業務改善によって生み出した時間を自己研鑽や余暇の時間にあてることで、仕事と生活がこれまで以上に豊かになります。

(4) 教職を目指す人材の確保

教職員の長時間勤務が常態化し、その環境に適応できる者だけが働ける職場になると、教職に対する魅力や憧れが失われ、教職を目指す若者が減少していきます。

仕事と生活、ともに充実した人生を望む若い世代が増加している今、優秀な人材が教職員を志すためにも、教育委員会と学校が一体となって業務改善に取り組んでいくことが求められます。

2 プランの基本方針

- ① 長時間勤務の是正
- ② ワーク・ライフ・バランスの適正化
- ③ 本来業務に専念できる職場環境の確保

3 プランの取組体制

プランの基本方針のもと、江津市教育委員会と江津市校長会が連携して業務改善に向けた取組を進めます。

取組体制については、各校管理職を中心に校内における取組体制等を整備するほか、市内各校から参加する「江津市働き方改革推進委員会」を組織し、各年度における市内全体の重点課題の設定や、学校間における情報共有等を図るとともに、各年度末には以下の視点を踏まえた振り返りを行い、次年度に生かしていく取組を推進していきます。

【年度ごとの振り返りの視点】

- ◆ 月あたりの時間外勤務の削減状況等（数値目標の達成状況）
- ◆ プランを達成するための具体的な取組の成果（特に年度重点課題）
- ◆ 各学校における成果の普及・活用
- ◆ 国・県の動向（制度改正等）

4 プラン達成に向けた数値目標

(1) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

本プランにおける「勤務時間」とは、教職員が校内に在している在校時間を対象とすることを基本とします。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。

また、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。

(2) 具体的な数値目標

**① 月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を 原則 月 45 時間 とする。
(原則 年 360 時間以内)**

市内教職員（このプランでは常勤とします。以下同じ。）の時間外勤務時間の月あたりの 45 時間超過率は、20%～30%台と一定数あり、どの校種においても看過できない状況にあります。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年 4 月 1 日施行）に基づき、市内全教職員の月あたりの時間外勤務時間月 45 時間以内（年 360 時間以内）を目指します。

なお、特例的な扱いとして、特別な事情により勤務せざるを得ない場合においても、以下を上限とします。

- ・ 年間の時間外勤務時間は 720 時間以内とする。
- ・ 月 45 時間を超える時間外勤務は 6 か月を超えないこととする。
- ・ 単月（1 か月）の時間外勤務時間は 100 時間未満とする。
- ・ 連続する複数月（2 か月～6 か月）の時間外勤務時間の平均が 80 時間を超えないこととする。

②-1 年次有給休暇取得日数	全ての教職員	年 5 日以上取得
	全校種平均	13 日以上取得

年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整備することにより、全教職員が改正労働基準法に規定された 5 日以上を取得した上で、全校種の平均取得日数 13 日以上を目指します。

②-2 ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合	90% 以上
----------------------------------	--------

市内教職員で、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じている教職員の割合は半数以上を占めていますが、仕事と仕事以外の生活バランスを図り、ほぼ全ての教職員においてワーク・ライフ・バランスがとれている（実感している）職場となることを目指します。

③ スクール・サポート・スタッフ及び各種支援員等の配置	全校配置
-----------------------------	------

教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境づくりの一つとして、スクール・サポート・スタッフ等の配置は、教員の業務負担軽減を進めていくためには必要不可欠な取組であり、毎年度全校配置を目指します。

5 プランを達成するための具体的な取組

（1）業務負担軽減の取組

① 勤務時間の適正化

【勤務時間の客観的把握と業務の平準化】

各学校はデスクネッツ等により、教職員の勤務時間を客観的に把握し、見える化することで、業務改善の意識を高めます。

また、管理職は、特定の教職員の勤務時間が過重とならないように、業務の精選、役割分担の見直しなど、適切な勤務時間管理を行い、業務の平準化を図ります。

【学校閉庁期間の設定】

江津市教育委員会は、浜田教育事務所管内の三市三町で統一して、夏季休業期間中及び冬季休業期間中にまとまった学校閉庁期間（夏季：8 月 11 日～16 日 冬季：12 月 29 日～1 月 3 日）を設定するとともに、教職員に週休日の振替や有給休暇の取得を促します。

【定時退勤日】

各学校は、会議や研修、部活動のない日を勘案し、定時退勤日として設定するよう努めます。

② 部活動のあり方について

各学校は、「江津市部活動の在り方に関する方針」に基づき部活動を実施します。

また、令和 7 年 3 月に策定した「江津市部活動の地域連携・地域移行に係る方針」に基づき、地域連携・地域展開を進め、持続可能な部活動のあり方と教員の負担軽減の実現に向けた取組の検討を進めていきます。

③ 教職員の負担軽減のための人的措置

【教員業務支援員等配置】

江津市教育委員会は、スクール・サポート・スタッフ等の配置を維持し、教員の業務支援（授業準備の補助等）を行うことにより、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制をつくります。

【部活動指導員等配置】

江津市教育委員会は、部活動指導員・部活動地域連携指導員・地域指導者の配置により、顧問の教員の部活指導に係る負担の軽減に努めます。

④ 学校事務体制の強化

江津市教育委員会は、共同学校事務室が、学校事務の適正化・標準化・効率化をより進めることができるよう、事務体制の整備・強化等の支援を行います。

⑤ 島根県教育委員会との連携

江津市教育委員会は、島根県教育委員会で実施される取組を反映した取組を行います。

（２）業務改善促進の取組

① 研修等の実施

江津市教育委員会は、学校現場において働き方改革の意識の高まりを推進していくために必要な研修等の実施や情報提供を行います。

② メンタルヘルス対策の実施

江津市教育委員会は、教職員が心身ともに健康でいられるよう、ストレスチェック等を実施するするとともに、メンタルヘルス研修の受講を促進します。

③ ICTを活用した事務作業の負担軽減

江津市教育委員会は、ICT環境を活用し、通知文書や調査等を、紙媒体から電子データに置き換えるとともに、名簿や各種書式を統一化し、電子データとして共有化することで、調査資料の作成がスムーズに行えるよう改善を図り、事務作業の負担軽減を目指します。

また、校務支援システムを有効活用し、教職員の業務の効率化、長時間勤務の解消及び教育の質の向上を図ります。

④ 各学校における取組

【学校経営方針】

各学校は、予め学校評価に「学校業務改善」を位置付けて学校運営を行い、毎年度評価・見直しを行います。

【教職員の健康管理】

管理職は、勤務時間が一定の基準（具体的な数値目標に掲げた時間数）を超えた教職員に対し、心身の健康保持の観点から医師への受診を促す等、助言・指導を行います。

【学校行事や会議等の精選、見直し】

各学校は、行事や会議等の精選・見直しを行い、担当教職員の負担軽減を図ります。

【職場環境の改善】

各学校は、効率よく業務できるよう、印刷機の配置場所などの職員室の動線を見直すとともに、休憩時間に教職員がくつろぐことができるスペースを確保するなど、働きやすい職場環境の改善に努めます。

（３）その他業務改善に関する取組

① 保護者・地域への理解及び周知

江津市教育委員会並びに学校は、学校における業務改善の取組をホームページや学校だより等を活用して情報発信し、保護者や地域住民の理解と協力が得られるよう環境を整えます。

② 教職員の実態把握

江津市教育委員会は、教職員の業務実態を把握し、業務改善の取組による実態や意識の変容を確認するとともに、現場の声を反映した取組を行います。